

パラグアイのスラムにおけるリスクとジェンダー コロナ禍におけるスラム住民の日常実践

藤掛洋子（横浜国立大学）

研究背景・研究目的

新型コロナウイルス感染症（以下、コロナ）が拡大し、ステイホームが要請されて以降増加している家庭内暴力を UNWomen は「シャドウ・パンデミック(shadow pandemic)」と表現した。パラグアイにはマチスモ思想（男性優位思想）が残っており、コロナ拡大以降家庭内暴力は増加している。パラグアイ女性省は 2020 年 3 月 29 日までに女性に対する家庭内暴力の通報が 558 件あったと報告した。コロナ禍における女性への家庭内暴力の増加は他の国と共通する。また、シングルマザーの経済的困窮についても同様である。

研究対象地域のスラムは、首都の住民が生み出すゴミの集積地である。スラム地域で暮らす住民にはシングルマザーも多い。親から子への、またパートナー男性からパートナー女性への暴力も多い（藤掛 2018）。本発表では、スラムの状況を「リスク概念」とその近接領域で用いられる概念を用い分析する。次に、スラムの若者たちの社会活動やシングルマザーの生活を調査・分析することから、彼ら・彼女らの日常実践とその「戦略」の多面性について考察する。

研究方法・調査について

報告者は NGO_B 団体代表として対象スラムにおいて支援を実践していることからアクション・リサーチの手法を用いる。調査データは 2011 年より実施しているスラム他における参与観察とインタビュー、コロナ発生以降実施している SNS によるインタビューにより得られたデータを用いる。

調査結果と分析・考察

パラグアイ政府による十分な環境政策やスラム住民への社会保障がない点とコロナ禍による家庭内暴力の増加は、ギデンズ（2001）の人工リスク・外部リスクといえよう。同時にコロナ禍により、スラム住民の生活が逆説的ではあるものの、一部において改善している。NGO_A 団体のホセ氏（仮名）は、「コロナによりスラムの状況が世界に広く知れ渡りようになった。その結果、世界中から支援が届くようになった。コロナのお陰である」と語る（Fujikake 2020）。NGO_A 団体にとり、コロナ禍は客観的リスクであるが、一部において主観的リスク¹ではないと考えられる。国内外から複数の支援を受け、地域の生活改善活動を継続・強化できているからである。スラムには恒常的に客観的リスクがある。同時に、パラグアイ社会には強いコミュニティの結束が残っている。個人主義が強固ではない地域では、コロナを戦略的に活用し、コミュニティの改善につなげている可能性がある。

¹ Greene & Serbein(1983) は、リスクを客観的リスクと主観的リスクに分類した。

災害リスクと女性／ジェンダー／多様性 ～地域防災の現場から

池田恵子（静岡大学）

東日本大震災（2011 年）を契機に、女性／ジェンダー／多様性もしくは男女共同参画の視点による防災・災害対応の施策は一定の進捗を見た。しかし、行政レベルの取組（防災会議の女性委員比率、避難所や備蓄の体制など）に比して、自主防災組織などにおける地域レベルの取組の進み具合は格段に遅い。「2017 年度女性・地域住民から見た防災・災害リスク削減策に関する調査」によると、役員に女性がいない自主防災組織（結成率は 73.0%）は、回答した市区町村の 42.0%を占め、39.2%の市区町村は無回答だった。（大沢編 2019）。さらに、上記に例示したような行政レベルの取組が、自主防災組織など地域レベルの担い手になかなか共有されない状況である。

現代日本の災害リスクは低頻度高被害型の特色を強めている。災害対策基本法（2013 年改正）においても大規模災害の発生を前提に被害を最小限にする（減災）方針が示され、自助・共助・公助による備えと災害対応が明記された。共助については、「自主防災組織その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動」（2 条 2 第 2 項）を軸に地域防災力の強化が強調されている。

自主防災組織は、一般的に自治会・町内会などの地域組織を基盤とするが、地域組織自体が担い手の高齢化と若い世代の地域離れから硬直化・弱体化しつつあるうえ、強固な性別役割分担が見られ、女性は役職から排除されている。男女共同参画の視点による防災が機能するには幾重もの困難がある。

本報告は、そのような困難の一部として、女性／ジェンダー／多様性の視点にかかわる災害リスクの理解に注目する。地域防災の現場で災害リスクとして活動の対象となるのは、専ら発災直後の人的・物理的被害であり、被災後のケア、生活困難、安全の問題、精神的ダメージなど複合的な災害リスク、とりわけジェンダーに起因する災害リスクは活動の対象とみなされにくい。その一因には、ジェンダーに起因する災害リスクの理解には、個々人や地域社会で支配的なジェンダー観が反映されること、また女性／ジェンダー／多様性の課題が従来から地域組織が扱う課題群に含まれてこなかったために、個人の次元では認知されても組織としての公式な認知を得られにくいことが考えられる。

女性や多様な立場にある人々が認知する災害リスクが、自主防災組織の中でどのように共有されているのか。防災活動を行う女性たちと役員である男性たちとの間に、また一般の住民の間に理解の違いがあるのか。これらの点を明らかにすることを通して、本報告は、ジェンダーに起因する災害リスクが自主防災組織の中で共有される過程で生じる理解のズレが、防災活動におけるジェンダーの視点の欠如の一因となっていることを論じる。使用するデータは、報告者が 2017 年から 2019 年にかけて静岡県静岡市、掛川市、湖西市で自主防災組織の関係者男女に行ったインタビュー記録である。

コロナ禍におけるタイの地域住民ボランティアの「貢献」

リスクに耐えるネットワーキング？

江藤双恵（獨協大学）

タイの家父長制が色濃く残る地方行政や地方政治の世界では、女性の関心事や意見が反映される仕組みを作るのは難しい。発表者が 25 年間にわたって調査してきた東北地方の農村では、村長のリーダーシップ、地方自治体の職員の出身地や性別などが地域コミュニティのネットワークを強力なものにするうえで重要な要因になっており、地方自治体の職員が出身地で働いていて、しかも女性であると、地域住民との情報共有もスムーズに進むことが多い。地域コミュニティ・ボランティアの活用は、元来ネオリベラルな動員という側面が強いが、地域コミュニティの女性を中心としたネットワークが強ければ、有事の際にはさまざまな被害に対するレジリエンスとして機能する。

タイ農村部では、1970 年代にアルマ・アタ宣言を受けて、保健省の施策によって村落保健ボランティアが制度化された。彼女ら/彼らは、地域住民の健康情報の管理をはじめとして、HIV / AIDS、重症急性呼吸器症候群（SARS）や鳥インフルエンザなど、多くの伝染病の制御に一定の役割を果たした。2008 年 1 月発行の WHO のニューズレター（第 86 号）では、当時 80 万人が登録する村落保健ボランティアは「縁の下での力持ち」（*unsung hero*）であると賞賛されている。同記事によれば、村落保健ボランティアは、地域コミュニティのヘルス・コミュニケーターとして、タイの PHC（プライマリ・ヘルス・ケア）政策を成功に導く原動力であった。

さらに、少子化・高齢化の進展に備えて 2003 年からは「高齢者ケアボランティア」（社会開発人間の安全保障省）、2016 年には「家族保健ボランティア」（保健省）の登録と研修が始まり、タイ政府は GDP が 5 千数十億ドル台で 2022 年には高齢社会を迎えるというリスクに対応しようとしている。さまざまな名称の違いは予算の出どころの問題であって、同じメンバーが複数のボランティアの登録をして研修を受けている。人口 6 千 800 万のタイにおいて、110 万人を超えるこれらの地域住民ボランティアは、構成メンバーの 8 割から 9 割が女性である。彼女らが地域コミュニティ内の他の女性グループや地方自治体の職員とうまく連携できると、女性の関心事が施策に反映されるうえで有利に働く。家族のケア責任の大半は女性にあり、健康に関する関心も女性の方により強く表れるため、こうした施策はおおむね順調に展開されている。

2020 年には、新型コロナウイルス感染と死亡のリスクにも、タイ保健省は地域住民ボランティアを最大限に活用して対応し、メディアは再び *unsung hero* として称えている。現時点での感染被害があまり大きくならず（感染者 3000 人、死者 60 人程度）に食い止められているのは、女性が多数を占める地域住民ボランティアなどのネットワークが良好に機能しているためであると考えられる。

しかしながらパンデミックに関するリスクは、むしろ収束後の経済的社会的影響において最も深刻になると想定されるなか、地域住民ボランティアの「貢献」が、今後の農村地域の女性の関心事や意見の反映にどのように働くかはさらに情勢を見守る必要がある。

Instagramにおける摂食障害者のダイナミズム分析

『#摂食障害克服中』から見るリカバリーコミュニティとしてのInstagramの可能性

永山理穂（一橋大学大学院）

研究テーマと目的

本研究は摂食障害をテーマとし、ソーシャルメディアの1つであるInstagramをフィールドに定め、そのなかで行われる摂食障害者たちの営みを読み解く作業を行う。本研究の目的は以下の2つである。まず、Instagramのなかで摂食障害者はただ単に情報を受け取り消費するだけではなく、発信者として自らの行動を意味づけし、それを表現しているという側面を明らかにする。つぎに、「#摂食障害克服中」というハッシュタグをつけて投稿する摂食障害者たちを分析することにより、先行研究において示されてこなかった、摂食障害を今まさに克服している人びとのダイナミクスを描く。

本研究のとり立場

本研究は、摂食障害は深くジェンダー化された問題であるという認識のもと、フェミニズム・ジェンダー論アプローチから摂食障害を明らかにしていくという立場をとる。同時に「主体性の問題」（=フェミニズム・ジェンダーアプローチにおいて、女性を非主体的・受動的な存在として把握しすぎるという問題）を克服するために、摂食障害者たちの投稿という「主体的な活動」に注目することで、摂食障害者たちが社会的な力や医学的統制を受けるだけではない存在であることを示す。

手法とデータ

テーマ分析法（Thematic Analysis）を使用し、投稿のキャプション、ハッシュタグ、写真、コメントのやりとりを分析した。プレ調査では、2019年8月31日から9月2日までの3日間、本調査では2019年9月30日から10月6日までの一週間、「#摂食障害克服中」というハッシュタグがついている全ての投稿を集めた。有効データ数は496。

分析結果

キャプションからは、(1)記録、(2)摂食障害の解釈・自己分析、(3)人との関わり、(4)感情表現としての投稿、(5)身体・体重、カロリー、食べ物へのこだわり、(6)病症の記述の6つのテーマを見出した。ハッシュタグからは、(1)記録、(2)自己表現、(3)つながるためのハッシュタグの3つのテーマが見られた。コメントからは、(1)共感、(2)褒める、(3)励まし合い、(4)情報交換の4つのテーマが見出せた。写真についてはほとんどの被写体は食べ物であり、加工がなされていないものが大多数であった。

結論

摂食障害者はInstagram上で、感情や経験を自らのペースで整理することができ、それをシェアすることによって簡単に大勢の人とつながることができる。その点において、自助グループとは異なるリカバリーコミュニティとしてのInstagramの可能性を見出すことができると考える。

デジタルテクノロジーの広がりとジェンダー変容
ソーシャルメディアの新たな可能性とリスク

田中洋美（明治大学）

1970年代にシリコンバレーで開発され、その後20年ほど時間をかけて普及していった新しい情報通信技術(ICT)は、1990年代以降インターネットを基盤とする新たなコミュニケーションをもたらしてきた。2000年代終わりになるとスマートフォンが発売され、様々なソーシャルメディア・プラットフォームが登場したが、周知の通り今やその影響は広範囲に渡っており、社会の在り方を根本的に変えつつある。例えば従来のマスメディア中心の社会において明確であったメディア・メッセージの送り手と受け手の間の境界や対人コミュニケーションとメディア化されたコミュニケーションの間の境界は流動的になっている。こうした変化はスマートフォンとそれを基盤に利用されるソーシャルメディアの利用の拡大を抜きに論じることにはできないが、そこで使われている技術は歴史的にはまだ新しく(例えばスマートフォンの代表とも言えるiPhoneの発売は2007年、日本では2008年)、それと関わる新たな社会過程や実践に関する研究は近年急ピッチで進められているところである。

日本でもソーシャルメディアなど新しいデジタルメディアに関する研究は近年増えつつある。例えばソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)での差別発言(高 2015)や世論形成(遠藤 2016)に関する研究がある。これらの研究はソーシャルメディアを通じて形成される言説空間のあり方を考える上で不可欠な人権や民主主義の問題を考える上で重要な知見を提供してくれるものであるが、既存のソーシャルメディア研究のほとんどがその分析の中心にジェンダー分析を据えてはいない。ソーシャルメディアにはジェンダーやセクシュアリティに関する問題がみられるにも関わらずである。他方でジェンダーとメディア研究においてもデジタルテクノロジーを使ったメディアを捉えた研究は新しい。日本においては極めて少なく、マスメディアを軸とした研究からデジタルメディアをその射程に入れた新たな研究領域に移行できたとは言い難い現状がある。

以上のことを踏まえ、本発表ではソーシャルメディアの広がりによりいかなるジェンダー変容がもたらされているのか、特にどのようなジェンダーやセクシュアリティに関する問題があり、またその解決にとっていかなるチャンスとリスクが見られるのかを検討する。この数年海外で急増しているソーシャルメディアとジェンダーの研究を整理し、日本に関する発表者自身の研究の成果の一部を報告する。そして新たなメディア状況を捉えたジェンダーとメディア研究の展開に貢献することを目指す。

自主出版雑誌文化 zine における感情のアーカイブとしての可能性

家入祐輔（一橋大学大学院）

近年、「市井の女性・クィアの経験」の忘却・抹消・歪曲への抵抗、公的な歴史の持つ権威の民主化をめぐる「記憶の政治」の実践として、また草の根でのフェミニズムの文化的運動として、feminist/queer zine（フェミニスト/クィアによる自主出版雑誌文化）が着目され、国際的にその研究が蓄積してきている。zine（ジン）とは、主に個人・小集団による自主出版雑誌とその文化をさし、書き手と読み手が重なりながら、ローカルなショップやオンラインのコミュニケーションを通して国内外にわたるネットワークを形成している。

zine 研究は英語圏においてはカルチュラルスタディーズの領域で 1990 年代以降からはじまり、メディアの受容/抵抗モデルを下敷きに、消費先導的な男性中心資本主義への抵抗的メディアとして分析されたり、90 年代初頭のライオットガールムーブメントとの関わりから第三波フェミニズムの実践として分析されたりしてきた。なかでも feminist/queer zine は、ジェンダーに基づくさまざまな暴力の経験や、公的な記録において不可視化されてきたクィアの経験、トラウマ的経験を含むライフストーリーが数多く見られる。こうした zine は海外においては司書やアーキビストによって公立施設に所蔵されたり、POC ZINE PROJECT、the Queer Zine Archive Project といった形をとって、オンライン上での zine のデジタルアーカイブ化・情報の共有化が進められている。

一方で、従来の「受容/抵抗」「第三波フェミニズム」の視角では、さまざまな zine の実践とその意義が捉えきれないことが合衆国以外の研究者・zine 文化の担い手によって指摘されている。彼ら/彼女らは、第〇波という歴史記述の方法が、合衆国に中心的な傾向にあることや、リニアな歴史観を招きうることを批判的に検討し、例えば「DIY フェミニズム」「アナーカフェミニズム」としてより広い視座からの zine の把握を試みてきた。他にも、zine に特有の自伝的記述やフェミニスト/クィアのテキスト・写真の引用的実践から、「メモリーワーク」（現在における自己の歴史とより大きな歴史を結合し、新たに共有される歴史/記憶を編み出す作業）として zine を捉える動きもある。

本報告では、こうした英語圏で積み重ねられつつある zine の研究動向を整理し、これらを踏まえた上で、フェミニスト/クィアの感情が集積する「感情のアーカイブ」（Cvetkovich 2003）として、zine を捉えることを試みる。フェミニスト研究者による感情/情動研究は、感情/情動が個人的で身体的な感覚でありながら、他者の過去・現在・未来における感情/情動と共鳴し、それらを相互に結び合せる性質を持つことを明らかにしてきた。この感情/情動理論と事例分析を通して、カウンターカルチャーの実践や個人のライフストーリーの「窓」としてだけでなく、フェミニスト/クィアの歴史を非線形的に継承・伝達するアーカイブとして zine に着目し、その研究の可能性を検討する。

教員育成指標によって教員の働き方はどう変わるのか —教職におけるジョブ・ディスクリプションの課題—

跡部千慧（立教大学）・木村育恵（北海道教育大学）・村上郷子（法政大学）・
河野銀子（山形大学）・田口久美子（和洋女子大学）・池上徹（関西福祉科学大学）・
井上いずみ（公立学校教員）・高野良子（無所属）

1. 本研究の目的と発表の焦点

本研究は、戦前から女性が就くことができた数少ない職業の一つである教職において、今日の教員育成政策が女性教員の働き方やキャリア形成のあり方にどのような影響をおよぼすことになるのか検討するものである。昨今の働き方改革を推進する流れにおいては、ジョブ・ディスクリプションの導入を求める議論もある。ジェンダー平等を目指す立場から進められてきた労働研究においても、同一価値労働同一賃金が主張されてきた歴史がある。教職においては、教員のキャリア形成過程の可視化システムとして「教員育成指標」の策定が2017年より都道府県等教育委員会に義務化されたが、このシステムは教員のキャリア形成にとって公正なシステムとなるだろうか。

本発表では、今日の教員育成政策の目玉である「教員育成指標」に着目しながら、それらが女性教員の教員としての働き方や職能形成、キャリア形成にもたらす光と影について検討していく。

2. 教員のキャリア形成・育成の政策動向とジョブ・ディスクリプション

女性が働きやすい職業といわれる教職において、女性教員は、小学校で1969年に女性比率が5割を超えて以来、着目されてきた（深谷・深谷 1971; 中内・河合 1974 ほか）。しかしながら、小中高と学校段階が上がるにつれ、また職位が上がるにつれ、女性割合が下がる。

1990年代後半以降、中央教育審議会答申は望ましい教員の人材や養成に関する議論を展開してきた。2012年答申を機に学校管理職養成や人材育成の具体的制度が設計され、2015年答申では「教員育成指標」の作成推進等が明記された。「教員育成指標」にみる昨今の教員政策は、学校管理職や教員のキャリア要件や評価基準、方法を、あらゆるキャリアステージを通じて、行政主導で一元的に標準化する方向で進行している（子安 2017）。国の指針を参酌して策定することが義務づけられた「教員育成指標」は、見えにくかった教員のキャリア形成を明示化しスタンダード化する、教職版の職務記述書、すなわちジョブ・ディスクリプションとも解釈することができよう。

本報告では、「教員育成指標」にみる昨今の教員政策スタンダードが、教員の働き方にいかなる影響を与えるのかを、先駆的な取組として東京都の事例を取り上げながら、ジェンダーの視点から検討することを目指す。

DV/IPV シェルターに対する評価基準について
—アメリカと日本の文献レビューに基づき

李潤楚（お茶の水女子大学大学院）

フェミニズム運動の影響により、ドメスティック・バイオレンス（DV）は 1960 年代から「女性に対する暴力」の一つの形として注目されている。欧米の DV 対策は、民間運動のインパクトを受け、徐々に整備されてきた。例えば、1970 年代から始まったアメリカの Battered Women Movement（BWM）は、民間シェルターやホットラインの開設だけではなく、全米法制度の改革も推進した。1978 年に全米 DV 連合（National Coalition Against Domestic Violence）が組織され、1994 年に国レベルの法律が設けられた。全国および地方の法制度は、対策プログラムの財源を確保し、多様化する対策法——女性 NPO のみならず、警察、裁判所、医療機関ないし地域全体を取り巻く CCR 対策（Coordinated Community response）——をもたらした。

対策プログラムの多様化と共に、如何にして限られた財源を利用して「有効」な対策を作り出すのかはかなり重要な課題となった。この認識を受け、1980 年代から、アメリカの女性シェルターをめぐる一連の経験的な研究が行われてきたが、研究の方法と評価基準は研究ごとに異なり、共通の基準を設けるのは極めて難しい。特にシェルターの効果と言え、しばしば長期的かつ「主観的」なものとして認識され、どのように把握するのも難問である。また、近年、女性だけではなく、男性、LGBT などの DV 被害の問題も徐々に注目され、DV 支援の際の人種差と国籍差も議論されるようになり、シェルターの成果を評価することはより一層複雑になる。

このような背景と問題意識を踏まえ、本研究は Google Scholar、SAGE journals、JSTOR、APA PsycNet という複数の雑誌データベースに基づき、DV シェルターに対する経験的な研究をレビューした上で、シェルターの成果評価に用いられた基準と方法を明確した。一般的に言えば、あるプログラムに対する評価は、プログラムの実践過程に注目する「プロセス評価」および、プログラムの成果に焦点を当てる「結果評価」に分けられるが、本研究は主に後者に重点を置いて論じた。

1980 年代から始まった早期の研究において、シェルターの「成功」を評価する指標は比較的に単純なものであり、①サバイバーがシェルターから出た後もまたバタラーと一緒に暮らすかどうか、言い換えるとバタラーから「逃げた」かどうか、②バタラーの暴力行為は減少したかどうかに基づいて、シェルターの有効性を評価していた。ただし、「落ち度のない被害者」という認識の普及および被害者の安全確保への重要視は、①DV 対策法の中核はサバイバーからバタラーへ移行すること、②バタラー対策とサバイバー保護は明確に区分されることというような、大きな視点上の転換をもたらし、シェルターに対する従来の評価方法は批判されるようになった。暴力行為をやめることは全くバタラーの責任である以上、カップルカウンセリングなどの治療法の有効性が強く疑われており、暴力行為を減少するというようなシェルターの目標設定も疑問視された。その影響を受け、①安全保障、②コミュニティ資源の保障、③エンパワーメントというような目標は、シェルター評価基準のガイドラインとなった。さらに、PTSD 治療・親訓練プログラムといった、シェルターの多様化する機能を注目する研究が多くなり、シェルターから出た女性に対するサポートの効果を評価する研究も少なくなかった。

以上のように、アメリカの経験的な研究が豊富であり、そのほかの国も参考できるような、シェルターの評価基準を開発されたといえるだろう。一方、日本の DV シェルターに対する研究が存在するものの、利用者視点からの効果評価研究がまだ欠けているのではないかと。また、欧米であれ日本であれ、コミュニティ全体に対する、シェルターの働きかけを評価することはめったにない。CCR は DV 対策の軸となった現在、このような研究や評価基準の設定も必要になるだろう。

東京とシンガポールにおけるDV被害を受けた母子への支援の現状と課題

～行政・関係機関、民間団体へのインタビュー調査を通して～

柴田美代子（東京ウィメンズプラザ）・小口恵巳子（茨城女子短期大学）
・小川真理子（東北大学）

研究の背景と問題の所在

日本におけるドメスティック・バイオレンス（以下、「DV」と略す）被害者支援は、2001年に成立した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下、「DV防止法」と略す）施行以降、公的機関を中心として行われてきた。しかし、DV被害女性とその子どもへの支援について十分な調査研究は行われず、支援内容も被害母子の回復と自立に向けて適切なものか曖昧な状況である。また、当該DV防止法では、子どもは直接の被害者と位置付けず、被害者の「同伴児童」とされ付随的な存在であり、一人の人格として必要な支援が得られているか不透明である。

シンガポールにおいては、ファミリー・バイオレンス（以下、「FV」と略す）の概念により、配偶者間、親子間、兄弟姉妹間等の家族間暴力として幅広い枠組みでDV被害者支援が行われており、DV被害者比率が低いという特徴がある。

本報告の目的と内容

本報告では、東京都とシンガポールそれぞれの行政DV担当部署や民間団体等へのインタビュー調査を通して、各々のDV被害母子への支援実態を明らかにし、東京とシンガポールの比較検討から東京のDV被害母子支援の課題を示し提言を行う。

DV被害者支援は、避難から生活再建まで被害者に寄り添った中長期の切れ目のない支援が必要とされる。東京都の公的支援は、現行DV防止法の枠組みで行われているため、被害者は限定的であり自立支援策が不十分である。それゆえ、相談業務を除くと保護命令発令のための書類準備と一時保護が主な業務となっているという限界がある。そこを補完しているのが、多様な民間団体による多彩な支援である。行政と民間の両者によって、子どもを含めた生活再建までの支援をなんとか提供し得ている、というのが実態である。

シンガポールはFV概念による被害者支援の枠組みをとっている。FVに対する保護法である女性憲章により、DV被害母子は、母親も子どもも同一枠組みで同等の支援を受けている。また、政府から潤沢な財政援助を受けた4大民間シェルターは、政府（社会保障・家族政策省）と緊密な連携関係を構築し、施設の充実、被害者の安全計画、子ども向けの充実したエンパワメント・プログラム等、自立支援も視野に含めDV被害母子を尊重した支援を行っている。このような同国の法制度による支援体制と民間シェルターの位置づけは、日本と異なる点であり示唆に富んでいる。

人身取引議定書採択から 20 年— ジェンダー視点からの意義と課題

齋藤百合子（大東文化大学）

はじめに

人身取引（Trafficking in Persons）が国際文書で明確に定義されたのは 2000 年に国連で採択された「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を捕捉する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」だった。人身取引は犯罪であることを明記した人身取引議定書によって、多くの締約国が、人身取引を取り締まり、防止し、また被害者を保護する法整備や対策を進めてきたことは意義深い。人身取引議定書採択から 2020 年で 20 年となる。本報告ではこの間見えてきた人身取引議定書の意義と課題を報告する。

組織犯罪としての人身取引の限界

人身取引議定書は、それまで約 1 世紀に渡って取り組まれてきた被害者保護や人権の観点からではなく、国際組織犯罪防止条約の枠組みの中で創設されたことから、女性の人権や移民労働者の人権よりも、国境管理や非正規・超過滞在の移民摘発が促進された。また人身取引の背景や要因には、貧困や社会的経済的機会の欠如、ジェンダーを基盤とした暴力や差別などが人身取引議定書に記されているが、この 20 年間の人身取引の背景には、ガバナンスの弱体化、紛争、災害、グローバルに企業による人権侵害や労働搾取なども人身取引の要因になり得、テロ防止としての組織犯罪取締りの枠組みでは限界があることが明らかになってきた。

性的搾取から労働搾取への人身取引課題の変化

人身取引議定書採択前の国際社会では、主に女性と子どもの性的搾取問題が深刻だった。90 年代には売春（セックスワーク）は女性の人権侵害・搾取かそれとも労働選択の自己決定かをめぐる激しい議論が交わされ、人身取引議論の中心は女性と子どもの性的搾取にあった。しかし、近年の人身取引を巡る国際社会の動きは、可視化されやすく、主に男性が被害対象となることが多い労働搾取に移行しつつある。ビジネスと人権国連指導原則（2011 年）、ILO1930 年の強制労働禁止条約の議定書採択（2014 年）なども労働搾取やビジネスによる人権侵害の課題提示を後押しする。

現代の奴隷制としての人身取引のジェンダー課題

また英国は 2015 年に、オーストラリアは 2018 年に現代奴隷法を成立させた。グローバル企業のサプライチェーンに至る人権侵害や労働搾取は歓迎すべきだし、人身取引議定書の定義に固執せずに強制労働と奴隷的労働、人身取引を抑止し、被害者救済を画策する画期的な内容だ。しかし現代の奴隷制という刺激的でポストコロニアルな奴隷という言葉をどう捉えているのか。

人身取引議定書採択からの 20 年は、めまぐるしい国際状況の変化の中でこうした社会、歴史、文化的ジェンダーの非対称の課題をより明確にした。

中国における中年期父親の責務と役割： 次世代に社会認識を如何に伝えるか

劉楠（山梨英和大学人間文化学科）

1. 問題提起と目的

中国では、社会主義国建国当初、「女性が半分の天を支える」という理念を掲げ、女性の有職率が高かったが、1978 年改革開放後の 40 年余りの間に婦女回家論争 4 回を経て男女の社会地位と男女役割分業が新たに構成され、「男性は外で働き、女性は家にいて家事育児する」という性別役割分業規範や伝統的なイデオロギーが深まったと見られる（宋 2011）。

また、中国の特徴は、親が成人子に「結婚・新居の購入」に経済的な支援を行い、さらには孫育てを請け負うなど、諸外国と比べて成人子における親の責務が大きい（王 2019）。中国の家族モデルは親が子世代を養育し、そして老後に扶養されるという中国式「フィードバック」と指摘されている（費 1993）。さらに、父親の資産・社会地位により子どもの就職やその後の社会地位が決まるという世代間連鎖もしばしば指摘され（張 2004）、流行の「拼爹（父親バトル）」のように「父親の稼ぎ主役割」が言うまでもなく重要であろう。父親の稼ぎ主役割により、家庭内の地位が決められ、「男性優位」構造をしばしば指摘される（多賀 2018）が、しかし、男性優位の裏側にある子育て（特に成人子）に必要な出費のための「犠牲」と「責任」への着目が少ない。

本報告でまず中年期男性はどのような教育歴とキャリアを持つか、これらの経歴と男性の「稼ぎ主役割」との内在的な見地を検討する。そして、父親と子どもの関わり方（ケアする男性役割）を明らかにし、中年期の父親像を浮き彫りにする。

2. 研究方法と結果

中国山西省出身の父親 13 名を対象にインタビュー調査を行った。結果、以下の点が明かにされた。まず、父親役割は、子どもの「方向性を示す灯台のような存在」であること。中国現代社会の情勢、コネを使い地位向上を果たすこと、社会の両面性（プラス面とマイナス面）について、父親は子どもと冷静かつ客観的に議論することによって、子どもにより客観的な世界観を持たせることができた。父親が方向性を示す役割を持ち、母親は生活面での世話を担うという棲み分けがはっきりしている。

文献

宋少鵬, 2011, 「“回家”还是“被回家”? ——市场化过程中“妇女回家”讨论与中国社会意识形态转型」『婦女研究論叢』2011 年第 4 期: 5-12. 王向賢, 2019, 「转型时期的父亲责任权利与研究路径-国内父职社会学研究述评」『青年研究』2019 年第 1 期: 84-93. 多賀太, 2018, 「男性労働に関する社会意識の持続と変容—サラリーマン的働き方の標準性をめぐって」『日本労働研究雑誌』699, 4-14. 張翼, 2004, 「中国人社会地位的獲得—階級継承和代内流動」『社会学研究』4, 76-90.

ケアの市場化とジェンダー 介護施設における〈男性活躍〉

山根純佳（実践女子大学）

介護の市場化とジェンダー

「伝統的女性職」と呼ばれてきた介護労働における男性の割合は、介護職全体で2割、施設介護だけでみると3割に達している。また管理職に就く男性は22.5%、リーダー以上の役職者につく男性は28.4%で、それぞれ女性よりも10ポイント割合が高くなっている（平成30年介護労働実態調査）。欧米の研究では、女性職における男性の活躍は「ガラスのエスカレーター」として長らく分析の対象となってきた（Williams 1995）。また、近年の清掃業をめぐる研究では、雇用主側の「効率性」「専門職化」の要求から「理想的労働者」が女性から移民男性に置き換えられており、特に競争を強いられている民間企業でよりその傾向が強いと指摘されている（Orupad and Nadim 2020）。限定された資源のなかで経営を迫られている日本の介護労働においても、こうした「理想的労働者」の入れ変えが起こっていると考えられる。介護保険制度下の介護施設の運営に関しては利用者保護の必要性という点から、非営利（社会福祉法人・医療法人）にその運営主体が限定されているが、株式会社等が経営する有料老人ホームは年々増加しており、一定の条件を満たした「特定施設」は介護保険の指定事業となっている。本報告は準市場における営利企業の参入を「市場化」ととらえ、介護の市場化がケア労働のジェンダー編成に与える影響を考察する。

介護施設への質問紙調査データによる分析

2019年に報告者が実施した介護施設への質問紙調査のデータ（配布数1985票、有効回答数397（社福252, 医療法人63, 民間企業67, その他15）、回収率20%）を用いて、効率的経営（非正規割合と人件費率が低い）をしている事業所ほど男性比率が増えるかどうかを検証した。正規職員及び役職者における男性比率は、営利企業（株式会社＋有限会社）＞社会福祉法人＞医療法人の順で高い。男性正規職割合を被説明変数に重回帰分析したところ、離職者割合と非正規割合の高さは、男性正規職の割合の高さに正の関連があることがわかった。一方で、育児休業や短時間勤務などの両立支援策の実施や利用実績は、男性比率を低くするが、男性役職者比率を高めることがわかった。以上の結果から、人件費を低く抑える営利企業では女性よりも男性を採用する傾向がある、もしくは両立支援策のない長時間労働などの労働条件が女性の就労継続を困難にしていることが推測される。介護の市場化は、家庭でケア責任を担う労働者よりも、長時間労働に耐えうる労働者（男性、外国人）を理想的なケア労働者として再定義する形で、ケアワークにおけるジェンダーを再編している。